

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

岡山県知事指定 居宅療養管理指導事業所 「幸観堂薬局」

指定事業所番号	3340211188
事業所所在地	倉敷市児島赤崎 3 丁目 2005-10
電話番号	086-472-4848

1.事業の目的及び運営方針

要介護者または要支援者にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

2.従事者の職種、員数

薬剤師 3名 事務スタッフ 4名

«職務の内容:指定居宅療養管理指導の内容»

- 利用者の状態に合わせた調剤上の工夫
- 薬剤等の居宅への配送
- 居宅における薬の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与・相互作用等の回避
- 介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ADL・QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導

3.営業日および営業時間

【月・火・水・木・金】9:00～18:30

【土】9:00～13:00

【休日】日・祝日及び年末年始、盆休み期間

(電話相談応需は24時間対応しております、緊急時は上記の限りではありません)

4.指定居宅療養管理指導の種類及び利用料、その他の費用の額

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

(1)居宅療養管理指導サービス利用料として(1回のご利用料金)

単一建物居住者の人数	1人	2人～9人	10人以上
1割負担の場合	518円	379円	342円
2割負担の場合	1,036円	758円	684円
3割負担の場合	1,554円	1,137円	1,026円

※算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回を限度とします。ただし、がん末期の利用者さま、注射による麻薬の投与が必要な利用者さま及び中心静脈栄養を受けている利用者さまの場合は1週間に2回、かつ月に8回を限度とします。

(2) 単一建物居住者の人数は、利用者さまが居住する建築物に居住する方のうち、当薬局が居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定している方の人数になります。

(3) ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を单一建物居住者の人数として算定いたします。

(4) 以下の場合は、それぞれの利用者さまに対し「单一建物居住者が1人の場合」を算定いたします。

- 同居する同一世帯に訪問薬剤管理指導を行う利用者さまが2人以上いる場合
- 訪問薬剤管理指導を行う利用者数が当該建築物の戸数の10%以下の場合
- 当該建築物の戸数が20戸未満にあって、訪問薬剤管理指導を行う利用者さまが2人以下の場合

(5) 医療用麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合は、1回につき上記料金に100円(1割負担の場合)加算されます。

(6) 注入ポンプにて医療用麻薬等を使用される場合は、1回につき上記料金に250円(1割負担の場

合)加算されます。

(7)中心静脈栄養法用輸液等の薬剤を使用される場合は、1回につき上記料金に150円(1割負担の場合)加算されます。

(8)厚生労働大臣が定める離島や中山間地域等に対するサービス提供に関しては、利用料金1回につき以下の割合が料金に加算されます。

特別地域加算	15%
中山間地域等における小規模事業所加算	10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%

5.その他運営に関する重要事項

健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。